

女川町復興整備協議会特別会議 議事録

日 時	今回（第8回）	平成26年 2月14日（金） 14:10～14:50
	前回（第7回）	平成25年12月26日（木） 15:30～16:00
場 所	宮城県庁9階 第1会議室	
復興整備事業	女川町復興整備計画（案）について （1） 土地利用基本計画の変更に係る事項（法第48条第1項第1号の協議・尾浦西地区、飯子浜地区、塚浜地区） （2） 地域森林計画の変更に係る事項（法第48条第1項第6号の協議・尾浦西地区、飯子浜地区、塚浜地区） （3） 開発行為の許可に係る事項（法第49条第4項第1号の協議・飯子浜地区、塚浜地区） （4） 自然公園法の許可に係る事項（法第49条第7項の協議・飯子浜地区）	
出席者	女川町	副町長 東野 真人 復興推進課 課長 伊藤 力 復興推進課 技術補佐 小山内 大祐 復興推進課 技師 高橋 崇介
	学識経験者	東北工業大学 教授 稲村 肇 宮城県森林審議会 委員 川村 正司
	国土交通省	国土政策局総合計画課 専門調査官 鈴木 豪
	林野庁	森林整備部計画課 森林計画指導班 専門官 寺田 宏
	東北森林管理局	宮城北部森林管理署 署長 飯田 裕一
	復興庁	宮城復興局 主任専門調査官 大森 隆博 宮城復興局 政策調査官 藤田 文彦 宮城復興局 主査 児玉 昌也
	宮城県	土木部都市計画課 技術補佐（総括） 藤田 仁 土木部復興まちづくり推進室 技術補佐（総括） 小林 和重 土木部 建築宅地課 建築宅地課長 千葉 晃司 農林水産部林業振興課 技術参事兼課長 永井 隆暁 環境生活部自然保護課 自然保護課長 三坂 達也 震災復興・企画部地域復興支援課 副参事兼課長補佐（総括担当） 稲村 伸

○協議内容

1 開 会（宮城県震災復興・企画部地域復興支援課）

- ・出席者紹介（時間の都合上、配布した出席者名簿にて確認）。
- ・会議の公開・非公開についての報告：会議を公開で行うことを報告。
- ・傍聴人への注意。

2 議 事

女川町復興整備協議会規約により、女川町長代理人の東野副町長が議長となる。

(女川町副町長 東野)

議事の流れとしては、まず復興整備計画の全体について説明を行った後、質疑を行います。

その後、東日本大震災復興特別区域法の規定に基づき、地域森林計画区域の変更に関する事項、土地利用基本計画の変更に関する事項、開発許可の特例に関する事項のそれぞれについて説明を行った後、質疑を行います。

最後に復興整備計画全体について了承いただけるかについてお諮り致します。

それでは、女川町復興整備計画（案）について、事務局から説明願います。

(女川町事務局 復興推進課 技術補佐 小山内)

今回の変更点について説明

- 4-① 土地利用基本計画の変更に関する事項
- 4-② 復興整備事業に関する許認可等に係る事項

(女川町副町長 東野)

ただ今、事務局から御説明申し上げました部分について、皆様から御意見、御質問はありませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し。

(女川町副町長 東野)

今回の女川町復興整備計画では、8ページ(4-①)に記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第48条の規定に基づき、土地利用基本計画の変更の手続きをワンストップ処理することとしておりますが、地域森林計画の変更について事務局から説明願います。

(女川町事務局 復興推進課 技術補佐 小山内)

女川町復興整備計画（案）変更地域別概要について説明。

尾浦西地区、飯子浜地区及び塚浜地区

(女川町副町長 東野)

ただ今、事務局から説明がありましたが、県の林業振興課から補足することはございませんか。

(農林水産部林業振興課 技術参事兼課長 永井)

東日本大震災復興特別区域法第48条第4項の規定に基づき1月22日より2月3日の間、県庁を含む関係機関にて縦覧を行いました。その間利害関係人よりの意見等はございませんでした。

(女川町副町長 東野)

ただいまの説明について、皆様からご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

まず、宮城県森林審議会委員 川村様、いかがでしょうか。

(宮城県 森林審議会委員 川村)

地域森林計画の変更について、異議ございません。なお、開発に当たりましては、防災上の対策について、十分配慮なされるようお願い致します。

(女川町副町長 東野)

続いて、宮城県 北部森林管理署 飯田所長様、いかがでしょうか。

(宮城県 北部森林管理署 飯田)

異議ございません。

(女川町副町長 東野)

続いて、林野庁 森林整備部の寺田様、いかがでしょうか。

(林野庁 森林整備部 寺田)

一つ確認をさせていただきたいのですが、3 4ページの図面の白地になっているところについては国有地ではないのですか。

(女川町事務局 復興推進課 技師 高橋)

こちらは、国有地ではございません。

(林野庁 森林整備部 寺田)

ここは、森林ではないのですか。

(女川町事務局 復興推進課 技師 高橋)

森林計画区域からはずれた区域になっております。

(林野庁 森林整備部 寺田)

現状、森林ではないのですか。

(女川町事務局 復興推進課 技師 高橋)

森林のはずですが、地域森林計画に入っていない地域となっています。

(林野庁 森林整備部 寺田)

森林の用途には使われていないということですか。

(宮城県 林業振興課)

後程調べまして、回答いたします。

(林野庁 森林整備部 寺田)

この案件自体に意義はございません。

(宮城県 林業振興課)

会議後、林野庁 森林整備部 寺田様に回答を行い、了承を得た。

(女川町副町長 東野)

その他、皆様からご意見、ご質問はございませんか。特にないようですので、次に移らせていただきます。

(女川町副町長 東野)

次に今回の女川町復興整備計画では、8ページ(4-①)に記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第48条の規定に基づき、土地利用基本計画の変更の手続きをワンストップ処理することとしておりますが、土地利用基本計画の変更について事務局から説明願います。

(女川町事務局 復興推進課 技術補佐 小山内)

女川町復興整備計画(案)(第11回変更)について説明

(女川町副町長 東野)

ただいま、事務局から説明がありましたが、県の地域復興支援課から補足することはございませんか。

(震災復興・企画部地域復興支援課 副参事兼課長補佐(総括担当) 稲村)

補足するようなことは、ございません。

(女川町副町長 東野)

ただいまの説明について、皆様からご意見、ご質問を伺いたいと思います。

(女川町副町長 東野)

まず、東北工業大学教授の稲村様いかがでしょうか。

(東北工業大学 教授 稲村)

土地利用基本計画の変更については、特に意見はございません。よろしいと思います。わからないので質問があります。先程の説明で事業内容のなかで、地形について3地区とも標高が、1~100mで平均傾斜度が約10~20度となっておりますが、最初の2地区(塚浜以外)については、100mという標高は見当たらないし、平均斜度10~20度の意味の2点について、提示をお願いしたい。

(女川町事務局 復興推進課 技術補佐 小山内)

この周辺の森林のエリアの中での、当該箇所を切り出した記載となっております。

(東北工業大学 教授 稲村)

対象地域ではないということですか。

(女川町事務局 復興推進課 技術補佐 小山内)

対象地域を含めた地形を表記しています。

(東北工業大学 教授 稲村)

標高については、了解しました。平均斜度に幅がありますが、この意味は。

(女川町事務局 復興推進課 技術補佐 小山内)

平均斜度という表記については、幅を持たせず〇〇度というべきですが、全体を表記する場合には、このような表記にならざるを得ません。

(東北工業大学 教授 稲村)

場所により違いがあるということなのかな。はい、わかりました。

(女川町副町長 東野)

続きまして、国土交通省総合計画課鈴木様いかがでしょうか。

(国土政策局総合計画課 専門調査官 鈴木)

変更案については、意見等ございません。要望ですが、3件とも防集事業に伴って県の再生地域での事業ですので、土地の利用については、事業完了後に将来の使い道についても検討をしていただきたい思います。

(女川町副町長 東野)

その他、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し。

(女川町副町長 東野)

次に、今回の復興整備計画では、11ページに記載のとおり、東日本大震災復興特別地域法第49条第4項の規定に基づき、開発許可の特例措置を適用することとしています。この点について事務局から説明願います。

(女川町事務局 復興推進課 技術補佐 小山内)

様式第10に基づき説明する。

また、公共施設管理者の同意は、既存施設及び新施設管理予定者とも、別途文書で得ていることを申し添えます。

(女川町副町長 東野)

ただいま、事務局から説明がありましたが、県の建築宅地課から補足することはございませんか。

(建築宅地課 建築宅地課長 千葉)

宅地造成の基準に適合していることを確認しております。

(女川町副町長 東野)

その他、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し。

(女川町副町長 東野)

次に、今回の復興整備計画では、11ページ(4-②)に記載のとおり、東日本大震災復興特別区域法第49条第4項の規定に基づき、自然公園の行為許可の特例措置を適用することとしています。この点について事務局から説明願います。

(女川町事務局 復興推進課 技術補佐 小山内)

様式第17に基づき説明する。

(女川町副町長 東野)

ただいま、事務局から説明がありましたが、県の自然保護課から補足することはございませんか。

(環境生活部自然保護課 三坂)

計画につきましては、景観に配慮されたものだと思いますので、これに従って実施していただきたいと思います。建築される住宅等については、まちづくりルールに基づく自然景観に配慮いただきたいと思います。

なお、自然公園法で定める敷地造成、建築物の新築等に関する許可基準について特例を制定し、平成26年2月4日に告示しましたことをご報告申し上げます。

(女川町副町長 東野)

ただいま、事務局から説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問はございませんか。

(出席者一同)

意見、質問無し。

(女川町副町長 東野)

それでは最後に、今回の復興整備計画全体について、了承いただけますか。

(出席者一同)

異議なし。

(女川町副町長 東野)

ありがとうございます。異議なしということで了承されました。

以上で議事を終了致します。

3 閉会(宮城県震災復興・企画部地域復興支援課)

皆様、ありがとうございました。

以上をもちまして、『第8回女川町復興整備協議会』を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。

○協議結果

- ・地域森林計画の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第48条第1項に基づく復興整備計画書に地域森林計画の対象森林区域変更の記載について協議会です承された。(尾浦西地区、飯子浜地区、塚浜地区)
- ・東日本大震災復興特別区域法第48条の規定に基づき、土地利用基本計画の変更の手続きをワンストップ処理することを協議会です承された。(尾浦西地区、飯子浜地区、塚浜地区)
- ・東日本大震災復興特別地域法第49条第4項の規定に基づき、開発許可の特例措置の適用について、協議会です承された。(飯子浜地区、塚浜地区)
- ・東日本大震災復興特別地域法第49条第4項の規定に基づき、特別区域内工作物の新築の許可等について、協議会です承された。(飯子浜地区)